



平成28年8月5日

各 位

会 社 名 古河電気工業株式会社  
代表者名 取締役社長 柴田 光義  
(コード番号 5801 東証第1部)  
問合せ先 IR広報部長 増田 真美  
(TEL. 03-3286-3050)

自動車用ワイヤーハーネス関連製品に係る米国集団民事訴訟の和解について

当社及び連結子会社である American Furukawa Inc. (以下、AFI) は、下記のとおり米国において集団民事訴訟を提起されておりましたが、平成28年8月4日(米国時間)付けで一部の原告と和解に合意しましたので、お知らせ致します。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社及び AFI は、自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品の取引に係る米国競争法違反に関し、平成23年10月以降、米国で損害賠償を請求する集団民事訴訟を提起されております。当該訴訟に関し、自動車ディーラー原告および最終購入者原告と協議を進めてきた結果、このたび和解合意に至りました。

2. 和解の相手方

自動車ディーラー原告および最終購入者原告

3. 和解の内容

和解金: 56 百万ドル

なお、本和解については今後、米国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所の承認が必要となります。

4. 当社の業績に与える影響

本件については平成28年3月期に全額(68億円)を引当済みであります。

以上